

日本大学芸術学部A棟1階弁当販売運営業者に関する公募要領

日本大学芸術学部

1 募集概要

本学部における昼食提供の一環として、A棟1階弁当販売を受託・運営できる業者を公募します。以下の内容をご確認の上、ご応募ください。

2 事業の内容等

別紙1「A棟1階弁当販売に関する仕様書」のとおり。

3 応募資格及び要件

別紙1「A棟1階弁当販売に関する仕様書」に掲げる要件を満たすこと。

4 出店までのスケジュール（予定）

- ① 公募開始 令和8年1月26日（月）
- ② 質問受付 公募開始～2月13日（金）
- ③ 質問回答 令和8年2月20日（金）
- ④ 申請書類一式提出期限 令和8年2月27日（金）
- ⑤ 審査（プレゼンテーション） 令和8年3月5日（木）（予定）
- ⑥ 選定結果通知 令和8年3月中旬（予定）
- ⑦ 契約締結 令和8年3月下旬（予定）

5 申請書類等の提出について

- ① 提出期限：令和8年2月27日（金） 提出先
：日本大学芸術学部学生課
〒176-8525 東京都練馬区旭丘2-42-1
(1) 持参 受付時間：平日9時～17時
(2) 郵送 簡易書留や宅配便等で配達記録が残るものに限る
- ② 提出書類
(1) 参加表明書（様式1）
(2) 企画提案申請書（様式2）
(3) 誓約書（様式3）
※複数の飲食店による共同出店の場合、全出店者分必要

(4) 会社等の概要がわかるもの（パンフレット等）

※開業届もしくは履歴事項全部証明書の写しを添付すること

※複数の飲食店による共同出店の場合、代表者のみでも可

(5) 提案書（自由様式とするが、以下項目を充足すること）

1 出展管理体制

① 本学部との連絡体制

② 衛生管理、苦情・要望等に対する対応

③ トラブルに対する PL 保険等の加入について

2 メニュー構成

① メニューの内容及び価格・決済方法

※写真付き、必要に応じて説明を記載

3 その他参考となる事項（以下項目の記載は任意とする）

① 過去の弁当販売実績

(6) 複数の飲食店による共同出店の場合は共同出店に係る契約書等（写し）

と連絡系統図（任意様式）

※提出書類の製作及び提出にかかる経費は、提案者の負担とする

※提出された書類の返却は行わない

③ 問い合わせ先

日本大学芸術部学生課 担当：長部・下田

E-mail : art.gakusei@nihon-u.ac.jp

※問い合わせは、質問書（様式4）によりメールにて行うこと。

また、公募開始から2月13日（金）の期間に行うこと。質問者には本学部に提出のあったすべての質問についてメールにて回答する。

6 審査について

下記のとおりプレゼンテーションを行う。

① 開催日時 令和8年3月5日（木）（予定）

② 開催場所 日本大学芸術学部キャンパス

※具体的な時間、場所については、申請者にメールで別途連絡する

③ 審査員 日本大学芸術学部学生生活委員会（13名前後）

④ プrezentation時間 1社20分（説明等10分、質疑応答10分）

⑤ 参加人数 1社あたり企画責任者を含め最大3名

※ただし、申請書提出が1社の場合や提出書類の内容から判断し、プレゼンテーションを行わない場合がある。

7 評価方法

① 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり。

② 評価方法

提出書類及びプレゼンテーションの結果を総合的に判断し、審査基準に基づいて、審査員がそれぞれ評点を決定する。

③ 候補者の選定

審査基準による評点合計が最も高い者を候補者として選定する。

④ 失格事項

(1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。

(2) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合。

(3) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

8 結果の通知

令和8年3月中旬（予定）にメールにて合否について連絡する。なお、順位及び得点についての詳細は公表しない。

9 契約

選定の結果、契約予定者第1位決定後、契約内容の打合せを行う。契約条件が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。この場合、契約予定者第2位以下の者と契約条件の締結を行うものとする。契約交渉の結果、契約の相手方として決定した場合、契約書を作成するものとする。

10 その他留意事項

- ① 学生への提供が主となるため、リーズナブルな料金設定を心掛けること。
- ② 弁当販売の出店にあたっては、食品衛生法、消防法等の関連法令に準拠すること。
- ③ 保険加入等、必要な手続きは管理業者が責任を持って行うこと。
- ④ 大学内の美観や環境に配慮すること。

11 本学部参考情報

① 学生数及び教職員数

学生数（大学院生含む）4,022名（令和7年5月1日現在）

教職員数 894名（令和7年12月1日現在）

② 大学休業日

日曜日、国民の祝日、創立記念日（10月4日）、春季休業、夏季休業、冬

季休業（詳細は、令和8年度日本大学芸術学部授業等スケジュール（別紙3））

③ 学内の飲食店

学生食堂、中庭キッチンカー

④ 日本大学芸術学部キャンパスマップ（別紙

4）出店場所：A棟1階

以上

＜本件担当・連絡先＞

日本大学芸術学部学生課 長部・下田

〒176-8525

東京都練馬区旭丘2-42-1

TEL：03-5995-8204, FAX：03-5995-8329

E-mail：art.gakusei@nihon-u.ac.jp

別紙1

弁当販売に関する仕様書

1 件名

日本大学芸術学部A棟1階弁当販売出店業務

2 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日
(更新を行う場合2回を限度とする)

3 目的・趣旨

普段、学生食堂で提供していないメニュー等を含む飲食物の販売や学生食堂の混雑緩和への一助により、学生及び教職員等の満足度向上に寄与することを目的とする。

4 事業内容

- ① 江古田校舎A棟1階において、昼食用弁当販売の出店・営業を行う。
- ② 弁当販売の安全衛生管理の確認を行う。
- ③ 緊急時に本学部及び昼食用弁当販売出店者間の対応・連絡を行う。

5 経費負担

- ① 大学負担分
 - (1) 学内で使用する電気料金
 - (2) 販売用机の貸出
 - (3) 弁当ガラ等の廃棄処分に係る費用
- ② 業者負担分
 - (1) 従業員人件費
 - (2) 販売に関する消耗品
 - (3) 原材料費
 - (4) 営業に関する経費
 - (5) 学外での光熱水費
 - (6) PL保険(生産物賠償責任保険)、施設賠償責任保険等費用
 - (7) その他販売に要する経費

6 出店について

- ① 出店に係る経費、設備等について

弁当販売に係る経費は事業者が負担する。弁当販売出店に際して必要な設備等(食事場所に要する物品を除く)は責任をもって用意すること。学内で使用する電気等の光熱費は大学の負担とするが、節電に努めるものとする。

② 出店手数料について

出店手数料は徴収しない。

③ 賠償責任

弁当販売の出店等に起因する事故に関し、本学部及び第三者への賠償に速やかに対応することとする。

④ 売上報告

月末を締め日として、翌月 15 日までに弁当の売上食数・売上金額等を本学部に報告すること。

7 出店時間、出店日

出店日は、原則として土日祝日を除く、授業実施期間とする。

（別紙3「令和8年度日本大学芸術学部授業等スケジュール（参考）」のとおり）

出店可能時間は、原則として 11：00 から 13：00 まで（売り切れ次第終了）とする。

8 応募資格

公募に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

① 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立を受けていないこと。

又は、自らこれらを申し立てていないこと。

② 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税等の滞納をしている者でないこと。

③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人でないこと。

④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。

9 応募要件

① 管理・運営業務を行う業者に求める要件

（1）原則として全ての出店日に営業できること。

（2）弁当販売の出店・管理運営体制を整備していること。

（3）緊急時の対応体制を有すること。

② 弁当販売に求める要件

（1）学生等のニーズを考慮したメニュー及び価格帯で販売ができること。

（2）食品衛生法に基づいた管理体制となっていること。

（3）苦情等があった場合について、迅速に対応できる連絡体制が取れていること。

10 その他

- ① 関係法令を遵守し、事故・トラブル発生時は速やかに報告・対応すること。
- ② 本学部が許可した場所以外への張り紙、看板等の表示または掲出は認めない。
- ③ 弁当販売店管理・運営業務に対する要求事項に記載のない事項は、本学部と事業者との協議の上、決定する。
- ④ 期間中の弁当販売の出店管理・運営業務に対する要求事項の変更等は別途協議の上、決定する。

以上

別紙2

審査基準

No.	審査基準項目	評価ポイント
1	出店管理体制	本学部の授業日程に対応が可能な体制となっているか
2		食品衛生法に基づいた管理体制となっているか
3		学内での緊急対応（事故・食中毒等）へ（各種保険への加入）の備えができているか
4		苦情等があった場合について、迅速に対応できる連絡体制となっているか
5	メニュー構成	学生が日常的に利用できる価格帯となっているか
6		魅力的なメニューが提供できるか
7		価格に対しての満足度（コストパフォーマンス）は高いか。十分なボリュームがあるか
8		販売のメニューバリエーションはどのようにになっているか
9	経営方針、特色	運営方針、特色等
10	実績	過去の弁当販売実績
11	その他	審査基準以外で評価できる点について加点する
	合 計	

別紙3

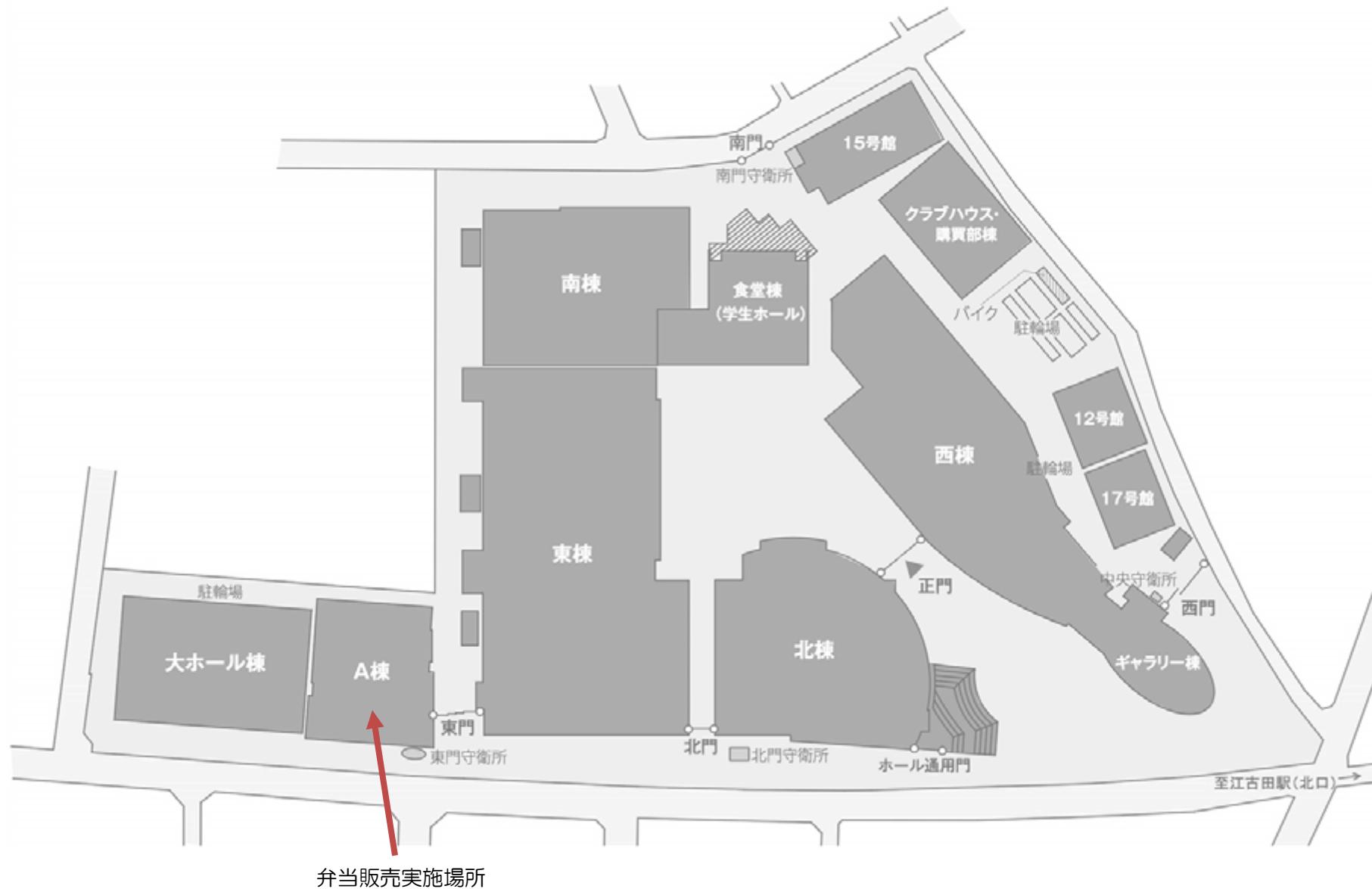
令和8年度日本大学芸術学部授業等スケジュール（参考）

4月1日～4月7日	各種ガイダンス期間
4月8日	新入生歓迎式
4月10日～7月30日	※授業期間
7月31日～9月18日	夏期休暇期間
9月19日～12月23日	※授業期間
10月4日	創立記念日
12月24日～1月12日	冬期休暇期間
1月13日～1月26日	※授業期間
1月27日～3月31日	学年末休暇期間

※令和8年度販売予定期間

なお、学事日程等の都合により出店できない日が発生する場合がある。

日本大学芸術学部キャンパスマップ



様式1

参加表明書

日本大学芸術学部長 殿

日本大学芸術学部A棟1階弁当販売運営業者募集について、下記の
とおり参加の意思表示をします。

記

企業・団体名及び 支店等名	
所属部署・役職名	
氏名（ふりがな）	
所在地	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

※本様式は複数のキッチンカーによる共同出店の場合、代表者のみ必要

様式2

令和8年 月 日

日本大学芸術学部長 殿

企画提案申請書

日本大学芸術学部A棟1階弁当販売運営業者に参加したいので、公募要領に示す資格条件を満たすことを誓約し、関係書類を提出します。

<提出書類 (A4判)>

- ① 参加表明書 (様式1)
- ② 企画提案申請書 (様式2) (本書)
- ③ 誓約書 (様式3)
- ④ 会社等の概要がわかるもの (パンフレット等)
- ⑤ 提案書 (自由様式)
- ⑥ 複数の飲食店による共同出店の場合は共同出店に係る契約書等 (写し) と連絡系統図 (任意様式)

※③誓約書 (様式3) は、複数の飲食店による共同出店の場合、全出店者分必要

申請者	
企業・団体名・支店等名 代表者役職名 代表者氏名	印
所在地	〒
資本金	
担当者連絡先	
所属部署・役職名	
氏名 (ふりがな)	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

※本様式は、複数の飲食店による共同出店の場合、代表者のみ必要

誓約書

私（当社）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- ①法人等（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ①暴力的な要求行為を行う者
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ④偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- ⑤その他前各号に準ずる行為を行う者

令和8年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

署名（自署）

※本様式は、複数の飲食店による共同出店の場合、全出店者分必要

様式4

令和 年 月 日

日本大学芸術学部 学生課 御中

業者名

電話

メール
アドレス

質問書

No.	質問	回答
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		